

印西教学第1479号  
印西教指第1919号  
令和5年3月30日

保護者 様

印西市教育委員会学務課長  
印西市教育委員会指導課長

今後の市内小中学校における教育活動の実施について（依頼）

令和5年3月24日付けで千葉県教育委員会から「新型コロナウイルス感染症 学校における感染対策ガイドライン」の改訂について通知がありました。今回の改訂は、文部科学省初等中等教育局長から「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について（通知）」（令和5年3月17日付け4文科初第2507号）、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.4.1 Ver.9）」（文部科学省）等において、マスク着用の基本的な考え方について、「児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とすること。」とされたことを踏まえたものとなっております。

これを踏まえ、4月1日からの教育活動について、下記のとおりといたします。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

## 記

### 1 マスク着用の考え方の見直しについて

- (1) 児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とします。ただし、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、着用を推奨します。
- (2) 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいたりすることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにします。ただし、気温・湿度や暑さ指数が高い場合においては、熱中症対策を優先し、マスクを外すことを指導します。マスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行います。
- (3) 新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等も含め、感染症が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は児童生徒に着用を促すことも考えられますが、そういった場合においても、マスクの着用を強いることのないようにします。咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう児童生徒に指導します。

### 2 学習活動等について

次の点について留意した上で、原則、従来の実施形態で教育活動を行います。

#### (1) 全般

- ・マスクの着用を求めないことを基本とする。

- ・授業等における具体的な活動場面や使用する施設の状況等を踏まえた上で、児童生徒等の間隔を可能な限りとり、座席間にも触れ合わない程度の距離を確保する。共用又は備え付けの器具・用具等を使用する際にも、配置場所や使用順を工夫し、触れ合わない程度の距離を確保する。
  - ・グループ学習、班での話し合い、ペア学習などの活動では、大声での会話は控える。一斉に大きな声で話す活動では、近距離で向かい合っでの発声は控える。
  - ・屋内では2方向の窓や扉を同時に開け(幅は10~20 cm程度を目安)、常時換気を行う。十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータ等で補完的な措置を講じる。常時の換気が難しい場合は、30分に1回(少なくとも休み時間ごとに)、数分間窓を全開にして換気を行う。
- (2) 体育科・保健体育科
- ・組み合ったり接触したりする運動の際は、大声での発声は控える。見学や休憩時には、触れ合わない程度の距離を確保し、大声での会話や発声は控える。
- (3) 音楽科
- ・合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏の際は、体の中心から前方1 m程度・左右50cm程度を目安とした距離を確保し、原則、向かい合っでの歌唱は控える。
- (4) 家庭科
- ・調理実習は、少人数のグループで実施するとともに、大声での会話は控える。試食の際は大声での会話は控える、座席を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には対面の座席間に一定の距離(1 m程度)を確保する等の措置を講じる。
- (5) 登下校
- ・登校前に家庭で検温と風邪症状の確認を行い、それらを健康観察カード\*に記入し学校へ提出する。健康観察カードを忘れた児童生徒に検温・健康状態の確認を行う。
  - \* 「健康観察カード」には、連絡フォーム等のインターネットでの健康観察を含む。
  - ・集団登下校を行う場合には密接にならないようにする。
- (6) 給食
- ・児童生徒の座席を向かい合わせにする場合は、対面の児童生徒等の間に一定の距離(1 m程度)を確保する。
  - ・適切な換気を確保する。(換気を目安は、室内の二酸化炭素濃度1,000ppm以下とする)
  - ・食事の際は、飛沫を飛ばさないように注意する。大声での会話は控える。(必要な感染対策を講じることにより、黙食は必要ない)
  - ・配膳や片付けに並ぶときやお代わりの際は、児童生徒の身体的な距離を確保する。
  - ・給食後に歯磨きや洗口を行う場合は、児童生徒等がお互いの距離を確保し、間隔を空けて換気の良い環境で行う。
- (7) 部活動
- ・部活動前の健康観察や活動前後の手洗い、消毒液の使用の徹底をする。屋内で実施する場合はこまめな換気などの換気を徹底する。
  - ・部室等の利用に当たっては、「3つの密」を可能な限り避ける。
- (8) 学校行事
- ・必要な学校行事については、児童生徒の貴重な教育機会を確保するため、積極的に実施する。その際、感染対策上での来賓や保護者等の入場制限や、感染対策上での実施内容の精選や時間の短縮は行わない。

- ・儀式的行事（入学式、卒業式等）等の学校行事の実施に当たっては、地域や学校の感染状況を踏まえた上で、次に示す感染症対策を行う。
  - 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状のある者は参加を控える
  - 参加者へ、手洗いや咳エチケットを推奨する
  - アルコール消毒薬の設置や、こまめな換気を実施する
  - 可能な範囲で会場の椅子の間隔を空けるなど、触れ合わない程度の距離を確保する
  - 児童生徒の国歌・校歌等の斉唱や合唱時、呼びかけを実施する時等には、体の中心から前方1 m程度・左右50cm程度を目安とした距離を確保する（確保が難しい場合は、参加者の一部を別会場としたオンライン参加等の開催方法の工夫をする）

### 3 児童生徒の出席停止等の取扱いについて

- (1) お子様や同居する家族が、次の事項のいずれかに当てはまる場合は、お子様の登校を控えてください。また、その旨を必ず学校へご連絡ください。この場合は、学校保健安全法第19条に基づく出席停止とします。

#### ①児童生徒本人について

- ・感染した
- ・濃厚接触者（感染リスクが高い者）とされた
- ・感染疑いの症状（強いだるさ、味覚や嗅覚の異常 等）が出ている
- ・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられる
  - ※花粉症等のアレルギー疾患等による症状（咳、鼻水、咽頭痛、頭痛 等）がある場合は、その旨を学校にご連絡ください。

#### ②同居する家族について

- ・感染が拡大している状況で、同居家族に未診断の発熱等の症状がみられる。
  - ※同居する家族に発熱等の風邪症状（咳、鼻水、咽頭痛、頭痛 等）がある場合や、家庭外での接触により濃厚接触者となったり行政検査の対象者となったりした場合については、児童生徒本人の体調が良好であれば登校して構いません。なお、念のため登校を控える場合は、欠席扱いとしません。

- (2) 新型コロナウイルス感染症の疑いがなくとも、次の理由により学校を休む場合、その旨を学校へご連絡ください。その場合は、欠席扱いとしません。

- ・感染不安（合理的な理由\*があると校長が判断する場合）
  - \*同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、ほかに手段がない場合などが合理的な理由となります。
- ・本人の基礎疾患や日常的な医療ケアの必要があり、主治医に登校すべきではないと判断された場合
- ・本人のワクチン接種、ワクチン接種による副反応

※発熱などにより新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がある場合は、医療機関等への相談をお願いします。

### 4 児童生徒等が感染した場合の対応について

- (1) 児童生徒や教職員の感染が判明し、学校での感染拡大のおそれがある（感染リスクの高い者の特定が必要となる）場合には、学校での行動履歴を調査\*します。調査結果から、保健所が示す基準に基づき教育委員会と学校で協議し、感染リスクの高い者の有

無を判断します。

\* 学校での行動履歴の調査が必要な期間は、発症日（無症状の場合は検査日）の2日前までで感染者が登校した日とされています。

(2) 児童生徒の感染が判明した際は、速やかに学校への連絡\*をお願いします。併せて、学童クラブや習い事等、下校後や休日の活動で感染の影響が心配される方や施設へも、ご家庭から連絡をお願いします。

\* 学校への電話が繋がらない場合は、学校からお知らせされているメールアドレスへのメール送信等での連絡をお願いします。

(3) 感染者は、発症日を0日目とし、7日間経過し、かつ症状軽快後24時間経過後（症状がない場合は、検体採取日を0日目とし、7日間経過後）まで自宅等で療養することとなります。療養終了をもって児童生徒の登校が可能となります。

(4) 同居家族に感染が判明する等で、児童生徒が濃厚接触者となった場合、感染者との最終接触日\*<sup>1</sup>から原則5日間\*<sup>2</sup>は自宅待機等を行うこととなるため、登校はできません。待機期間中に発熱等の症状が出現した場合は、かかりつけ医等に相談するとともに、学校へもご連絡ください。

\* 1 感染者が同居家族の場合は、感染者の発症日、または住居内で感染対策（マスクの着用、手洗い・手指消毒の実施、物資等の共有を避ける、消毒等の実施などの対策）を講じた日のいずれか遅い方となります。

\* 2 抗原定性検査キット（薬事承認されたもの）により2、3日目に検査し、陰性であった場合は3日目から解除可能

(5) 児童生徒等の感染状況により、感染拡大防止のための臨時休業（全校、学年、学級）を行う場合があります。臨時休業の実施に当たっては、感染者数や体調不良者数、活動の状況、教室環境等を踏まえて、その都度、臨時休業が必要な範囲や期間を判断し決定します。連絡メール等での急なお知らせとなる場合がありますが、ご理解をお願いします。